

御坊市民文化会館喫茶施設使用者募集

公募型プロポーザル募集要項

第1章 募集概要

1 目的

御坊市民文化会館（以下「会館」という。）内の喫茶施設について、来館者へのサービス向上及び施設の有効活用を図るとともに会館の賑わいを創出するため、喫茶施設を運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 施設概要

項目	内容
施設名称	御坊市民文化会館 喫茶施設
所在地	御坊市藺258番地2
面積	62.28㎡
設備	厨房室、給湯器、カウンター (シンク、コンロ、テーブル、イス等の什器類は付属しません)
営業時間	会館の開館時間とする 但し、会館運営に支障のない限りにおいて、教育長は開館時間外の営業を認めることができる。
定休日	会館休館日に準ずる 但し、会館運営に支障のない限りにおいて、教育長は休館日の営業を認めることができる。

第2章 応募資格

1 応募資格

次の要件をすべて満たす個人または法人とする。

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第2項各号に該当しない者
- (2) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第17第1号口に掲げる食品衛生責任者の要件(以下「要件」という。)を満たす者または要件を満たす者を選任できる者
- (3) 市区町村税を完納している者
- (4) 御坊市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号から第3号までに規定する者又はその者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しない者

第3章 使用条件

1 使用期間

許可日から令和9年3月31日まで

- (1) 通常は4月～3月末の1年間とする。
- (2) 運営状況が良好な場合、協議のうえ、継続更新を妨げない。
使用許可期間が満了する6か月前までに継続使用を申込みした場合、資格等の審査を経たうえで、適当と認められるときは継続使用が認められます。

2 使用料

年額 476,000円（令和8年度）

- (1) 年額を12か月で除した金額を月額として毎月末までに教育委員会に支払う。この場合において年額を12か月で除した金額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨て初月分に加算する。
- (2) 但し、年度途中に使用開始する場合の年額は、(1)で算出した初月分以外の月額に開始月から年度末までの使用月数を乗じて得た額とする。
- (3) 別途、光熱水費(実費)を負担すること。
- (4) 年額は3年に1度、固定資産税の評価替えで見直されます。次回見直しは、令和9年度です。

3 信用保証金

喫茶施設の利用者として選定された事業者は、使用許可を受けた日から起算して10日以内に信用保証金として50万円を市に納付しなければなりません。

喫茶施設の使用を終了したとき、又は使用許可の取消しを命ぜられたときは、信用保証金の全額を還付します。ただし、債務を履行していないときは、当該未履行の債務の額を信用保証金の額から控除し還付します。また信用保証金には、利息を付しません。

4 使用条件

会館利用者へのサービス提供を主目的とすること。

施設・設備を善良な管理者の管理のもと使用すること。

転貸及び目的外使用は禁止。

営業内容の変更は、教育委員会の承認を得たうえで行うこと。

室内の改装は、教育委員会の許可を得たうえで行うこと。（原状回復義務あり）

第4章 プロポーザルの手続き

1 スケジュール

日 程	内 容
令和8年5月29日(金)	募集開始（要項の公表・配布開始）
令和8年6月11日(木) 午後1時30分	現地見学会（任意参加） 集合場所 御坊市民文化会館 1階ロビー
令和8年6月12日(金) 午後5時15分まで	質問受付 メールのみ（電話による受付は行っていません）
令和8年6月18日(木)	質問回答 公表 個別に回答しません。 回答が必要なものは、ホームページで公表します。
令和8年6月26日(金) 午後5時15分まで	プロポーザル応募書類 提出
令和8年7月初旬	審査・選定（プレゼンテーション）
令和8年7月中旬	選定結果 通知
令和8年7月下旬	使用許可・契約締結

2 応募書類

以下の書類を8部（正本1部・副本7部）提出すること。

	書類名	備考
①	応募申込書	様式第1号
②	事業計画書	様式第2号
③	収支計画書	様式第3号
④	法人概要又は個人の経歴書	任意様式
⑤	誓約書	様式第4号
⑥	プレゼンテーション計画書	様式第5号
⑦	市税完納証明書	発行後3か月以内のもの（未納がないことの証明書）
⑧	登記事項証明書（法人）	発行後3か月以内のもの
⑨	決算書（直近2期分） 又は確定申告書	写し可

3 提出方法・提出先

提出方法 持参または郵送 ※締切日必着

提出先 〒644-8686
和歌山県御坊市藪350番地2
御坊市教育委員会 教育課

連絡先 0738-23-5525

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

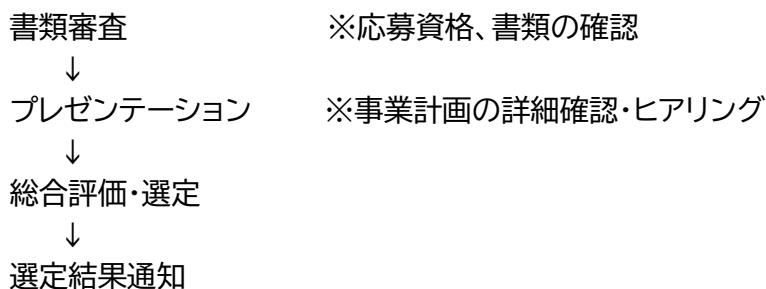
第5章 審査・選定

1 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、合計得点で最高得点を得た者を契約候補者に選定します。

合計得点で2番目の得点を得た者を次点候補者とします。

2 審査の流れ



3 評価項目・配点（詳細）

合計 100点

① 事業計画の実現性（20点）

評価の視点	配点	評価基準
事業コンセプトの明確さ	5点	コンセプトが具体的で一貫性があるか
営業計画の具体性	5点	営業時間・体制・メニュー構成が具体的か
収支計画の妥当性	5点	現実的な数値で計画されているか
資金調達の確実性	5点	自己資金・借入計画が明確か

② サービス内容の充実度（15点）

評価の視点	配点	評価基準
メニューの多様性・魅力	5点	来館者のニーズに応えるメニュー構成か
価格の妥当性	5点	市民や来館者が利用しやすい価格設定か
テイクアウト・特別対応	5点	テイクアウト対応・イベント時の対応等があるか

③ 地域貢献・独自性（15点）

評価の視点	配点	評価基準
地元食材・地域資源の活用	5点	御坊市・和歌山県産食材の積極的活用があるか
地域との連携・貢献	5点	地域団体や生産者等との連携が具体的か
独自性・創意工夫	5点	他にはない独自のアイデア・提案があるか

④ 財務の健全性（10点）

評価の視点	配点	評価基準
直近の財務状況	5点	決算書・確定申告書から財務健全性が確認できるか
長期的な経営継続性	5点	3か年の収支計画が安定的・継続的か

⑤ プレゼンテーションの内容（20点）

評価の視点	配点	評価基準
提案内容の説得力	10点	書類の内容を的確に説明し、説得力があるか
質疑応答への対応	10点	委員からの質問に的確・誠実に回答できるか

⑥ 運営体制・経験（20点）

評価の視点	配点	評価基準
飲食業の経験や実績	10点	飲食業の経験年数や実績が豊富か
スタッフ体制の充実	5点	安定した運営に必要な人員を確保できるか
衛生・安全管理体制	5点	食品衛生・安全管理が徹底されているか

4 総合評価・選定基準

合計点	評価
80点以上	優秀 積極的に選定
60点以上 80点未満	良好 選定対象
60点未満	不可 選定しない

※ 最高得点者を優先選定とする。同点の場合は委員会の協議により決定する。

※ 応募者が1者のみでも、合計60点未満の場合は選定しない。

5 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に「プロポーザル評価結果通知書」を電子メールで送信し、契約候補者及び次点候補者として選定した者の名称を通知するとともに、御坊市ホームページで契約候補者及び次点候補者の名称を公表します。

6 情報公開について

- (1) 本プロポーザルに係る事業者選定情報の公開については、御坊市情報公開条例(平成12年条例第29号。以下「条例」という。)に基づき、公開することを原則とする。
- (2) 公開対象文書及び公開基準は下表のとおりです。

凡例 ○:開示 △:部分開示 ×:不開示

対象情報		契約締結前	契約締結後
御坊市民文化会館喫茶施設使用者募集 公募型プロポーザル募集要項		○	○
プロポーザル参加表明に関する書類		× (※1)	△ (※2)
提案書提出に関する書類		× (※1)	△ (※2)
評価委員会	委員名簿	× (※1)	○
評価結果	集計	×	○
	各委員の評価点	×	△ (※3)

※1 条例第7条第5号(意思形成過程に関する情報)及び第6号(事務事業執行過程に関する情報)に該当するため不開示

※2 条例第7条第2号(個人に関する情報)、第3号(法人等に関する情報)その他第7条各号に掲げる不開示情報に該当する箇所については不開示

※3 各評価委員の氏名等が特定されない形で開示

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ②提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ③提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - ④提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合
 - ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 契約候補者が契約締結までに参加資格要件のいずれかの要件を欠くことになった場合、契約を締結しません。
- (6) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本件に関する問い合わせ先

御坊市教育委員会 教育課(御坊市役所3階) 木下、前田
所在地 〒644-8686 和歌山県御坊市藪350番地2
電話 0738-23-5525
FAX 0738-24-0528
電子メール kyoishakyo@city.gobo.lg.jp